

( 抜粋 )

# 未来を担う人づくりのために

～厚木市教育振興基本計画(平成30年度～令和2年度)～



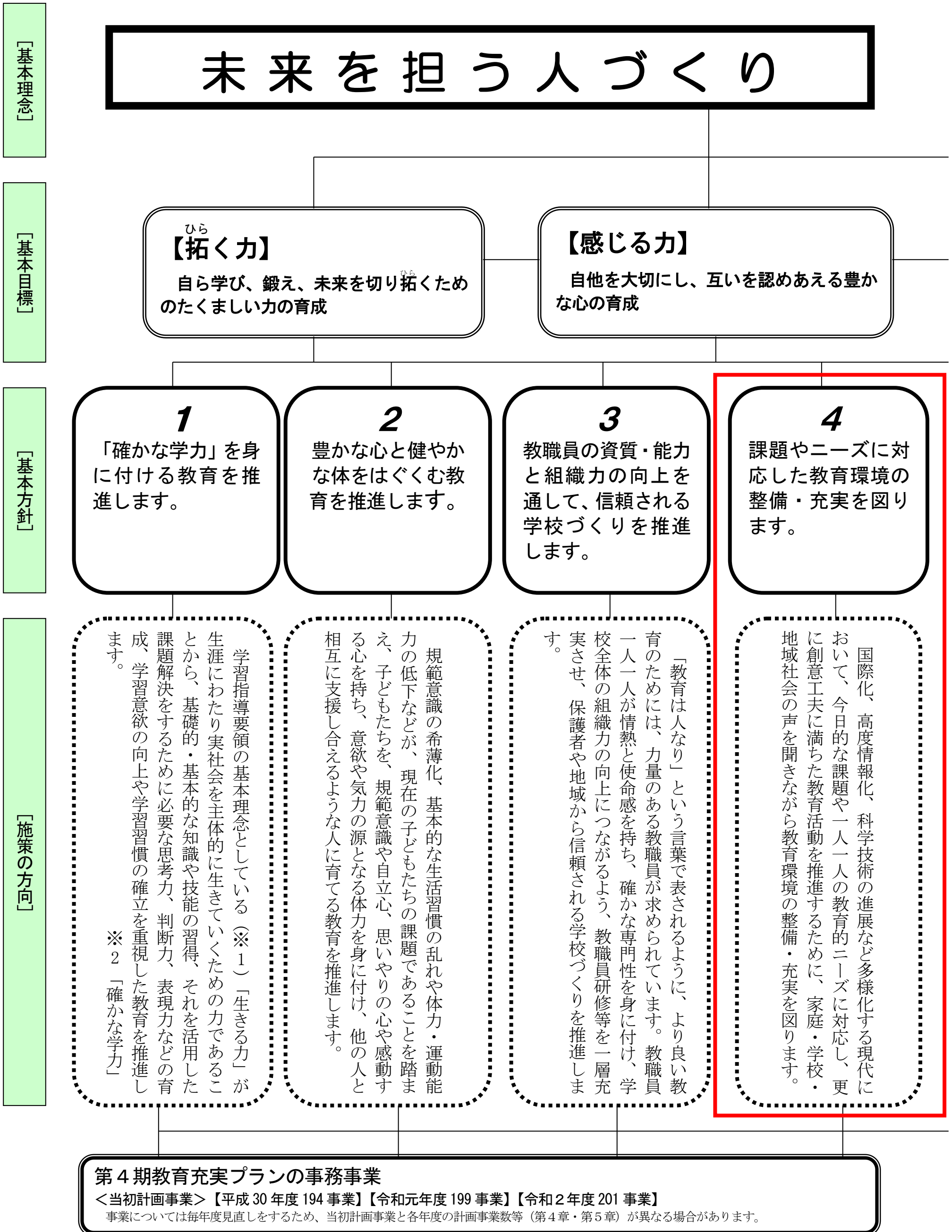
厚木市マスコットキャラクター

あゆむ回ま

令和2年度版

厚木市教育委員会

## 2 厚木市教育振興基本計画の構成図



## 【築く力】

社会の一員として共に支えあひ、よりよい社会を築いていく力の育成

### ※1 生きる力

- ・基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- ・自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- ・たくましく生きるための健康や体力などの、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」などから構成される総合的な力

### ※2 確かな学力

文部科学省が提唱しているもので、基礎的・基本的な「知識や技能」に加え、自分で課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決するなどの「学ぶ意欲」や「思考力、判断力、表現力など」を含めた幅広い学力

## 5

教育の原点である家庭教育を支援します。

家庭は、子どもの心とからだを健やかにほぐすため、基本的な生活習慣や人への信頼、人とかかわる力を育成する重要な場です。保護者が家庭教育の大切さを再認識し、安心して子育てができるよう、積極的に支援します。

## 6

地域全体で子どもを守り、育てる機運を高め、地域社会の教育力の向上に努めます。

子どもたちを健やかにほぐすためには、家庭や学校とともに、地域社会が子どもたちにかかわることが大切です。そのためにも、地域人材の持つ力や情報ネットワークを生かした地域コミュニティづくりに努めます。

## 7

スポーツや文化活動の振興を図り、活力ある地域づくりを推進します。

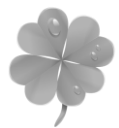
スポーツ、芸術・文化活動を主体的に行えるよう人材育成等を行い、子どもから大人までイキイキと充実した生活が送れる地域づくりを推進します。

## 8

人間尊重の精神を基盤とした人権教育の充実を図ります。

「あらゆる立場の一人一人が、互いにかげがえのない人間として尊重される」という考えのもとに、家庭・学校・地域社会と積極的に連携し、人権教育の充実を図ります。

## 第2章



### 第4期厚木市教育充実プランについて



第4期厚木市教育充実プランは、厚木市教育振興基本計画における平成30年度から令和2年度の3年間を計画期間とする実施計画です。

## 1 策定の趣旨

昭和22年に制定された教育基本法が約60年ぶりに全面改正され、教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めた新教育基本法が平成18年12月に施行されました。この法律では、生涯学習の理念や家庭教育、家庭・学校・地域社会との連携協力、国及び地方公共団体の責務等が盛り込まれるとともに、「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育振興基本計画を定めるよう努めること」について、新たに規定されました。

これらを受けて、教育委員会では、教育の長期的・中期的指針として、基本目標と基本方針を平成20年3月に制定しました。

そして、基本目標、基本方針及びこれらを実現するための実施計画である教育充実プランを含めて、厚木市の教育に係る基本的な計画を「厚木市教育振興基本計画」とすることとしました。

この実施計画である厚木市教育充実プランについては、毎年度事業の見直しを行い、平成21年度から1期を3年間として3期にわたり、様々な事業を展開し、効果的かつ着実な推進を図ってまいりました。

平成30年度から令和2年度の計画の策定に当たっては、これまで実施したプランの検証を踏まえ、広く市民の方々の声を計画に反映させるため、教育関係者、学識経験者及び公募市民で構成する「第4期厚木市教育充実プラン検討会」を設置し、計画に盛り込むべき事業についての提言をいただきました。

## 2 計画の期間

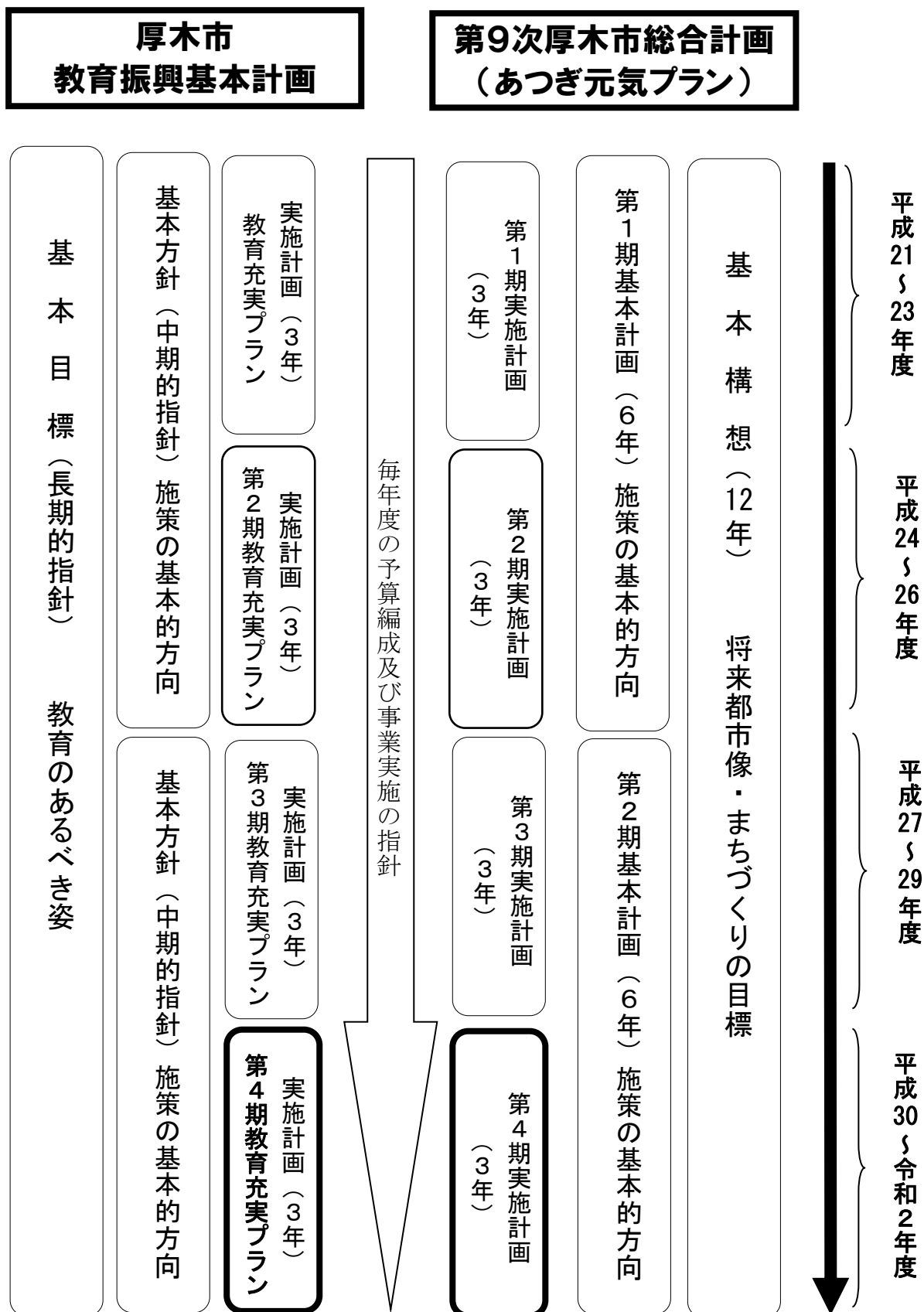
このプランの計画期間は、平成30年度から令和2年度までの3年間とし、令和3年度以降については、改めて実施計画を策定します。

なお、計画策定後の社会状況や教育を取り巻く環境の変化などにより、見直しが必要となった場合には、適宜計画の見直しを行っていくものとします。

## 3 計画の位置付け

このプランは、国が策定した教育振興基本計画を参酌したうえで、第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」及び厚木市教育大綱との整合性を図りながら、教育分野の実施計画としての位置付けを行い、平成30年度から令和2年度までの3年間に実施する全事務事業を位置付けたものです。

<厚木市総合計画との関連図>



## 4 検討経過

このプラン策定に当たっては、広く市民の方々の御意見をいただくため、教育関係者、学識経験者及び公募市民の方々から構成される「第4期厚木市教育充実プラン検討会」を設置し、多様な御意見や御提案をいただきました。

この検討会におきましては、各委員のそれぞれの立場からの意見はもとより、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて教育委員会で行われている点検・評価において分析された課題等を踏まえ、御意見等を伺いました。

## 5 これまでの事業展開

厚木市教育委員会は、教育のあるべき姿を「未来を担う人づくり」と捉え、教育委員会の基本目標及び基本方針に基づき、その実施計画である教育充実プランにより様々な事業を展開してきました。

確かな学力を身に付ける教育を推進するため、人的支援を始めとした各種事業により、きめ細かな学習支援の充実を進めるとともに、教職員の資質や指導力の向上に向けて、それぞれの目的に沿った実践的・効果的な研修を実施してきました。

また、食育や読書活動、子どもたちとその保護者に寄り添った教育相談支援体制の充実を図ることにより豊かな心と健やかな体を育むとともに、各種スポーツ事業を通じてスポーツに親しみやすい環境づくりとなるような取組や、郷土芸能をより多くの方に普及・継承するため、公演鑑賞の対象者を広げるなどスポーツや文化活動の振興を図ってきました。

さらに、児童・生徒が快適な教育環境で学習ができるように、小・中学校における冷暖房設備を設置するとともに、教育の機会均等を図るための各種支援や適切な指導を継続的に進めてきました。

家庭教育については、教育の原点であるということを改めて認識し、家庭・学校・地域が協働しながら、家庭教育の支援を含めた地域における教育力の向上のための施策に取り組んできました。

## 6 これからの教育行政における方向性

教育をめぐる状況が大きく変化する中で、これからの教育行政は、国の第3期教育振興基本計画の基本的な方針において、「夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成」「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力の育成」「生涯学び、活躍できる環境整備」「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットの構築」「教育施策推進のための基盤整備」が求められています。

本市においても、子どもたちの個性や特長を伸ばし、柔軟な思考力や的確な判断力を身に付けるとともに、家庭・学校・地域が協働した取組や地域ぐるみでの家庭教育の支援などにより、子どもたちが毎日楽しく学校生活を送ることができるようにすることが求められます。

さらに、教職員が子どもたち一人一人と向き合う時間を確保し、教育の質の向上と学習内容の確実な定着を図るため、業務の負担軽減を図るなど多忙化対策に引き続き取り組んでいく必要があります。

また、教育の原点である家庭教育の推進とともに地域社会の教育力の向上のために地域主体による社会教育を向上させる取組を進めていくことが重要となります。

今後も、様々な教育施策を着実に進めていくことにより、本市が目指す「教育環境日本一」につなげていきたいと考えます。

## 7 厚木市教育大綱について

厚木市教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、平成27年度から市長に策定が義務付けられたもので、国の教育振興基本計画を参酌し、学校教育、社会教育といった教育委員会が所管する教育分野のみならず、子育て、文化振興、生涯学習といった市長の事務部局の事務にも幅広く関連する内容となっています。厚木市では、今後の各種施策の立案・実施、事務事業の推進に当たり、大綱に掲げた「基本理念」及び5つの「基本目標」を踏まえ、市長と教育委員会がしっかりと連携し取り組んでまいります。

なお、計画年度は平成30年度から令和2年度の3年間としております。



## 厚木市教育大綱

### 基本理念

# 未来を担う人づくり

### 基本目標

## 2つの「約束」と3つの「力」

### つなぐ

郷土の歴史や文化、自然、そして人財(\*)を未来へつなぐ教育の実現  
市民協働によるまちづくりにとって大切な、人と人とのつながりを深める教育の実現

### 伸ばす

子どもを伸び伸びと健やかに育てられる社会と、快適な環境で個性や特長を伸ばす教育の実現

### 拓く力

自ら学び、鍛え、未来を切り拓くためのたくましい力の育成

### 感じる力

自他を大切に、互いを認めあえる豊かな心の育成

### 築く力

社会の一員として共に支えあい、よりよい社会を築いていく力の育成

\*「人財」とは、人づくりを目指す上で、人は、かけがえない財（たから）であることを表現した言葉です。

### 基本方針

- 1 子育て支援を積極的に進めるとともに、子育てに誇りと喜びが深められる環境を整備します。
- 2 誰もが生涯にわたって学習に取り組むことができる環境づくりを推進します。
- 3 「確かな学力」を身に付ける教育を推進します。
- 4 豊かな心と健やかな体を育む教育を推進します。
- 5 教職員の資質・能力と組織力の向上を通して、家庭・地域社会に信頼される学校づくりを推進します。
- 6 安心・安全で、課題やニーズに対応した教育環境の整備・充実を図ります。
- 7 教育の原点である家庭教育を支援するとともに、地域全体で子どもを守り、育てる機運を高め、地域社会の教育力の向上に努めます。
- 8 スポーツや文化・芸術活動の振興を図り、活力ある地域づくりを推進します。
- 9 命の大切さを学び、人間尊重の精神を基盤とした人権教育の充実を図ります。
- 10 恵まれた豊かな自然や郷土に伝わる歴史や文化の大切さを学び、未来へつなぐ人の育成を支援します。

計画期間：2018（平成30）年度から2020年度までの3年間

# 第4章



## 第4期厚木市教育充実プラン主要事業



### 【令和2年度 69 事業】

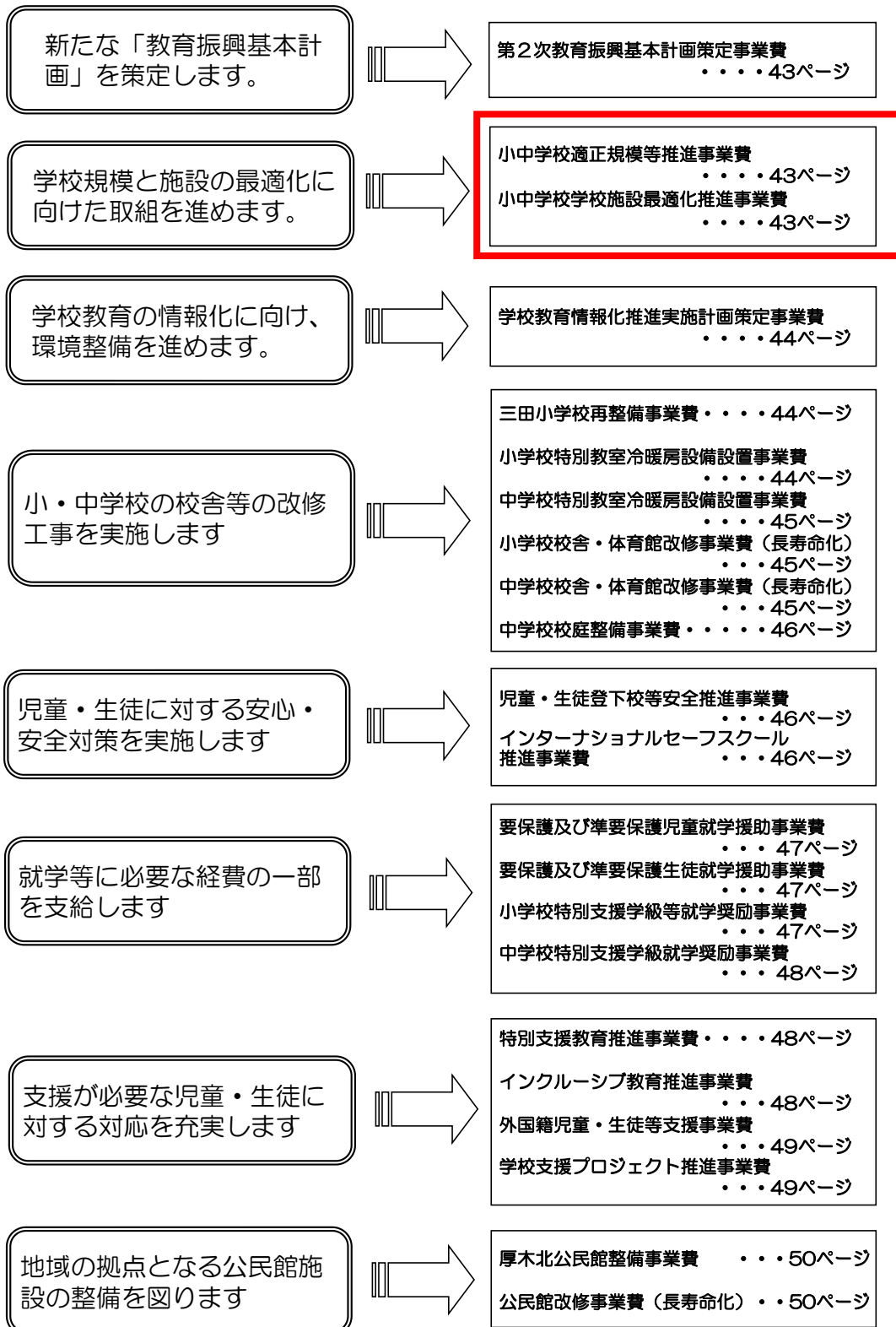
【主要事業】……第9次厚木市総合計画に位置付けられている事業

※なお、「事業の成果指標」については、各基本方針における代表的な事業のみ記載しています。

※事業の名称は予算の子事業名としております。

基本方針4

課題やニーズに対応した教育環境の整備・充実を図ります。



## 第2次教育振興基本計画策定事業費

第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会から提出された提言書と市民参加手続による意見を踏まえ、令和2年度中に第2次教育振興基本計画を策定します。

●令和2年度予算額／681千円（教育総務課）



新規

## 小中学校適正規模等推進事業費

学校の統廃合も含めた適正規模等についての方針を策定するため、小中学校適正規模等検討委員会を設置し、適正な学習環境、地域コミュニティへの影響など様々な観点から検討します。

●令和2年度予算額／800千円（教育総務課）



新規

## 小中学校学校施設最適化推進事業費

厚木市公共施設最適化基本計画における目標耐用年数60年を数年後に迎える校舎について、整備に係る基本計画を検討するための調査を行います。

●令和2年度予算額／5,000千円（教育総務課）

